

いわて沿岸広域 新規就農 PR 動画作成業務

企画提案書作成要領

令和 8 年 4 月

岩手県沿岸広域振興局

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわて沿岸広域 新規就農PR動画作成業務」（以下「本業務」という。）に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、**資料1「企画コンペ実施要領」**を確認の上、本作成要領により、企画提案に必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案書

- (1) **【様式2-1】「いわて沿岸広域 新規就農PR動画作成企画提案書」**とともに、次の事項を記載した**企画書（任意様式・A4判）**

ア 動画作成の具体的な実施方法、実施スケジュール等

イ 動画・絵コンテ・画像などによる、全体の構成（流れ）が分かるもの（任意形式）

ウ その他自由提案（任意、予算の範囲内）

エ 業務実施体制（**【様式2-2】「業務の実施体制」**）

オ その他、委託業務の実施に必要な事項

- (2) 本業務の実施に要する費用の内訳を明らかにした積算内訳書（様式任意）

ア 本業務の実施に要するそれぞれの経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書（様式任意）を作成すること。

なお、本業務に係る費用の総額は、**資料1「企画コンペ実施要領」1(4)**に定める委託料の上限額を超えないこと。

イ 積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

ウ 積算内訳書は、任意の様式によるものとし、企画書と別冊で作成すること。

なお、岩手県沿岸広域振興局長あてに、参加者の商号又は名称、代表者の職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

2 書類の提出部数等

- (1) 提出書類

① 企画提案書（様式2-1）

② 企画書（任意様式・A4版）

③ 積算内訳書（任意様式）

④ 業務の実施体制（様式2-2）

⑤ その他企画提案を説明するのに必要な書類

(2) 提出部数

正本：1部

(3) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時〔必着〕

3 その他留意事項

- (1) 提案は、全て企画提案書に記載すること。
- (2) 参加者は、複数の提案を行うことはできないこと。
- (3) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- (4) 提案にあたっては、原則として、上記「**1 企画提案書**」に定める様式によること。ただし、必要記載事項が不足なく明記されていれば、任意の様式によることも認める。
- (5) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。